

# 令和4年度 第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

【担当課】	①総務課	②人権課	③住民生活課	④子育て・健康支援課
	⑤まちづくり振興課	⑥都市政策課	⑦学校教育課	⑧生涯学習課
	⑨産業課	⑩保険福祉課		

【目次】	<b>基本目標 1. 性別にかかわらず、お互いを尊重しあう社会の実現</b>	1~2 ページ
	(1)性別にかかわらず、お互いを尊重しあう意識づくり ・男女共同参画推進のための広報・啓発活動の充実 ・意識改革のための意識啓発	
	(2)男女共同参画を推進する学習・教育の充実 ・学校教育等における男女共同参画の推進 ・男女共同参画意識を高める社会教育等の推進	
	<b>基本目標2. 仕事や家庭、地域で男女が支え合う社会の実現</b>	3~5 ページ
	(1)仕事と家庭生活などの両立支援 ・ワーク・ライフ・バランスの推進 ・仕事と子育て・介護が両立できる環境の整備	
	(2)地域における男女共同参画の促進 ・地域活動における男女共同参画の促進 ・地域防災における男女共同参画の推進	
	(3)政策・方針決定課程への女性の参画拡充 ・審議会等における女性登用についての啓発の推進 ・管理職などへの登用推進	
	<b>基本目標3. 一人ひとりが健やかに暮らせる社会の実現</b>	6~12 ページ
	(1)あらゆる暴力の根絶と被害者支援 ・DV防止の周知・啓発 ・DV被害者の安全確保の強化及び被害者の自立支援 ・ハラスメント等の防止対策	
	(2)人権課題を抱える人々への支援の充実 ・ひとり親家庭等への支援 ・子ども、高齢者、障がい者、外国人、同和地区出身者、性的少数者等が安心して暮らせる社会づくり	
	(3)性の尊重と生涯を通じた健康支援 ・生涯を通じた心とからだの健康づくり ・発達段階に応じた性と健康についての意識の醸成	
	<b>基本目標4. 多くの分野で女性が輝ける社会の実現</b>	13~14 ページ
	(1)女性が輝ける職場づくり ・均等な雇用及び待遇の確保 ・企業等事業所における女性管理職登用の促進	
	(2)女性の能力向上やチャレンジの支援 ・女性が希望する働き方を支援する相談体制・能力開発の充実 ・女性の起業支援及び起業促進	
	(3)男女がともにつくる活力ある地域 ・農林水産・商工等の自営業における女性の経営参画の促進 ・地域振興における男女共同参画の促進	
	<b>計画の実現に向けて</b>	15 ページ
	(1)計画の推進体制の充実 ・計画の進行管理 ・町民・関係団体・事業者との連携	
	(2)町職員一人ひとりの意識の醸成 ・意識変革に向けた職員研修の実施 ・特定事業主行動計画に基づく、勤務環境の整備	

令和 4 年度 第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

- A：十分達成した
- B：ある程度達成したが課題が残った
- C：十分達成できず改善が必要
- D：未着手または事業計画の見直しが必要
- －：廃止・実施不可能

基本目標		1. 性別にかかわらず、お互いを尊重しあう社会の実現					
基本方針		事業実施内容			評価	課題・次計画での方向性	担当部署
施策の方向・具体的施策		【計画】	【実施状況】				
<b>(1) 性別にかかわらず、お互いを尊重しあうための意識づくり</b>							
<b>男女共同参画推進のための広報・啓発活動の充実</b> ▶広報紙、ホームページを活用した男女共同参画の意識啓発を行います。 ▶関係団体との共同により講演会・講座を開催します。	○広報紙・HP・SNS等でセミナーや講演会等の周知を行う。	○県や団体等が実施するセミナーや講演会を広報紙・デジタルサイネージへの掲載・チラシ配架等により周知した。	B	○講演会等の周知について、継続して行っていく。幅広く周知を行うことで、多くの人への啓発につなげていきたい。	②人権課		
	○男女共同参画ネットの事業実施の支援をする。	○あすばるの神崎センター長を招いての講演会を行い、町職員が研修の一環として参加した。 ○講演会、映画上映会、児童虐待防止・DV防止チャリティ募金、防災デイキャンプ等の事業実施の支援を行った。 ○「パパ育児」をテーマとしたワークショップを共催した。 ○あすばる主催「お気軽サロン」において、男女共同参画ネットの体制や活動等の紹介をする際の支援を行った。 ○毎月の役員会に参加し、事業実施の支援や情報交換を行っている。	A	○男女共同参画ネットが主催する取組等への支援を行い、男女共同参画の推進に向け、協力していく。 ○町のSNS等を活用し、男女共同参画ネットのイベント等の周知を行い、ネットの活動を多くの人に知ってもらおう。 ○毎月の役員会に参加し、男女共同参画ネットとの情報交換を行う。	②人権課		
	○「男女共同参画週間(6月)」「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月)」に啓発を行う。また、「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月)」にあわせ、児童虐待防止の啓発を行う。 ○各啓発期間において、庁内各課、関係機関との連携を図る。	○各運動期間において、広報紙・町HP・SNS等での情報発信や、町内事業所・公共施設等に対し啓発協力依頼を行った。 ○男女共同参画ネット事業「ハロウィン募金」(児童虐待防止・DV防止)で、チラシと啓発物の配布を行った。 ○「若年層の性暴力被害防止月間(4月)」「児童虐待防止月間・DV防止週間(11月)」に図書館に展示ブースを設け、来館者に対し啓発を行った。11月は、本庁住民プラザにも展示ブースを設け、啓発を行った。また、子育て・健康支援課や住民生活課に啓発物の配架に協力してもらった。 ○庁内各課との連携により、多くの年代に向けて啓発ができた。	B	○各啓発期間において、今後も庁内関係課及び男女共同参画ネットと協働で啓発を行っていく。また、町内事業所への協力依頼も引き続き行っていく。	②人権課		
	○男女共同参画週間に住民生活課窓口で同週間のPR活動を行う。	○男女共同参画週間(6月)および女性に対する暴力をなくす運動期間(11月)に窓口で啓発ティッシュを配置しPRを行った。	A	○来年度も各週間のPR活動を継続して実施していく。	③住民生活課		
<b>意識改革のための意識啓発</b> ▶家庭や地域、職場など、社会慣行等の是正を目指した意識啓発を行います。 ▶男性の家庭や地域への参画を促す意識改革を働きかけます。 ▶町職員の意識改革を進めます。	○積極的な啓発活動を行い、研修会等への参加を推進する。	○新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、町独自の集合研修は実施していないが、研修案内があれば速やかに周知し、参加を呼びかけた。 ○毎週水曜日のノー残業デー継続実施や年休取得推進を呼びかけ、家庭や地域への参画を促した。	B	○新型コロナウイルス感染状況に臨機応変に対応し、集合研修あるいはオンライン形式での研修を職員に周知して、参加を促す。 ○ノー残業デーや有給休暇取得の意識をより定着させるため、定期的な周知・啓発を行う。	①総務課		
	○「男女共同参画週間(6月)」「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月)」に啓発を行う。また、「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月)」にあわせ、児童虐待防止の啓発を行う。 ○各啓発期間において、庁内各課、関係機関との連携を図る。	○各運動期間において、広報紙・町HP・SNS等での情報発信や、町内事業所・公共施設等に対し啓発協力依頼を行った。 ○男女共同参画ネット事業「ハロウィン募金」(児童虐待防止・DV防止)で、チラシと啓発物の配布を行った。 ○「若年層の性暴力被害防止月間(4月)」「児童虐待防止月間・DV防止週間(11月)」に図書館に展示ブースを設け、来館者に対し啓発を行った。11月は、本庁住民プラザにも展示ブースを設け、啓発を行った。また、子育て・健康支援課や住民生活課に啓発物の配架に協力してもらった。 ○庁内各課との連携により、多くの年代に向けて啓発ができた。	B	○各啓発期間において、庁内関係各課、男女共同参画ネットと協働し、多くの人への啓発を行っていく。	②人権課		
	○家庭内での男性の家事参加につながる啓発、取組を実施する。 ○「男女共同参画週間(6月)」にあわせ、情報発信を行う。	○「男女共同参画週間(6月)」にあわせ、人権課前に展示ブースを設置した。その際、第2次男女共同参画推進基本計画時の男性の家事参加等に関するデータを掲示した。 ○夏休みに親子向けのイベントを開催した。7組参加の内、父親の参加が2組あった。 ○築上町社会福祉協議会に協力してもらい、男性料理教室で厚労省事業の「おとう飯キャンペーン」を実施した。 ○「パパ育児」をテーマとしたワークショップを開催した。	B	○男性の家事参加に関する情報を紹介する。 ○男性の家事参加につながるイベント等を実施する。	②人権課		

令和 4 年度 第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

A：十分達成した  
 B：ある程度達成したが課題が残った  
 C：十分達成できず改善が必要  
 D：未着手または事業計画の見直しが必要  
 -：廃止・実施不可能

基本目標		1. 性別にかかわらず、お互いを尊重しあう社会の実現				
基本方針		事業実施内容				担当部署
施策の方向・具体的施策		【計画】	【実施状況】	評価	課題・次計画での方向性	
<b>(2) 男女共同参画を推進する学習・教育の充実</b>						
<b>学校教育等における男女共同参画の推進</b> ▶保育・幼児期における、男女共同参画の学習機会の充実を図ります。 ▶学校教育における、男女共同参画の勉強・学習機会の拡充を図ります。 ▶性別に関わらず、多様な生き方を可能にする指導の充実を図ります。 ▶自立と協調性を育み、互いの個性を尊重し合える学習機会の充実を図ります。 ▶多様な生き方を可能にするキャリア教育を行います。	○保育士を対象とした男女共同参画の視点を取り入れた教育に関する研修を推進する。 ○各保育園において、男女共同参画の視点を踏まえた保育を行う。	○新型コロナウイルス対応のため、研修会等に参加できなかったが、日頃から各保育園において、男女共同参画の視点を継続して持ち、保育業務に取り組んだ。	B	○研修会の参加を推進し、保育士の意識啓発を図るとともに、日々の保育において男女共同参画の視点を持ちながら保育を実施し、男女共同参画の意識醸成に努める。	④子育て・健康支援課	
	○各学校において道徳、家庭科、特活、総合的な学習の時間、人権教育、キャリア教育(職業意識)等、男女の協力の大切さや男女平等、男女の特性等、男女共同参画の視点を踏まえた授業実践を行う。	○小中学校において各教科、道徳科、特活、総合的な学習の時間、人権教育等のあらゆる教育活動を通して男女の特性、男女平等など、男女が互いに信頼し合い、学び合い、協力し合っ学校生活を送ろうとする態度の育成を図る授業等の取組を推進した。	A	○各学校において道徳、家庭科、特活、総合的な学習の時間、人権教育、キャリア教育(職業意識)等、男女が協力することの大切さや男女平等、男女の特性等、男女共同参画の視点を踏まえた授業実践を行う。	⑦学校教育課	
	○名簿や係分担等、授業以外のあらゆる学校生活の場においても男女の固定的な役割分担意識に基づく制度や慣行を改善し、意識啓発が図られるよう努める。	○名簿や係分担等、授業以外のあらゆる学校生活の場においても男女の固定的な役割分担意識に基づく制度や慣行を改善し、意識啓発を行った。	A	○名簿や係分担等、授業以外のあらゆる学校生活の場においても男女の固定的な役割分担意識に基づく制度や慣行を改善し、意識啓発が図られるよう努める。	⑦学校教育課	
	○性別にかかわらず、自分の考え方、生き方に誇りと自信を持って自分の将来に明るい展望を持つことができるように、キャリア教育の推進を図る。	○性別にかかわらず、自分の考え方、生き方に誇りと自信を持って自分の将来に明るい展望を持つことができるように、キャリア教育の推進を図った。	A	○性別にかかわらず、自分の考え方、生き方に誇りと自信を持って自分の将来に明るい展望を持つことができるように、キャリア教育の推進を図る。	⑦学校教育課	
	○男女問わず自立と協調性を育むことを目的に海洋クラブ事業を実施する。	○新型コロナウイルス感染拡大防止のため未実施。	B	○新型コロナウイルス感染の状況を踏まえつつ、実施に向けて男女を問わず自立と協調性を育むことを目的に海洋クラブ事業を計画。	⑧生涯学習課	
<b>男女共同参画意識を高める社会教育等の推進</b> ▶男女共同参画に関する学習機会の充実を図ります。 ▶生涯学習活動への参加を促進します。 ▶自治会における人権啓発を推進します。 ▶町職員の意識を向上する取組を実施します。	○研修案内があれば積極的に参加を呼びかける。	○研修案内があれば速やかに周知し、参加を呼びかけた。今年度は男女共同参画ネット主催の研修会に職員が参加した。	B	○新型コロナウイルス感染状況に臨機応変に対応し、集合研修あるいはオンライン形式での研修を職員に周知して、参加を促す。	①総務課	
	○自治会長会に対して研修会等の情報提供を行う。新型コロナウイルスの影響で研修会が開催されない場合は、書面等で情報提供する。	○自治会長会に対して研修会等の情報提供を行った。	B	○オンライン研修や会議に参加しやすいようネット環境等の整備を支援する必要がある。	⑤まちづくり振興課	
	○社会教育団体等の事務局として支援する。 ・子ども会行事 ・ジュニアリーダー行事 ・少年スポーツ振興協議会行事 ・築上きづきの杜(旧町民大学講座)	○少年スポーツ振興協議会の会議や研修会事業を実施。1月下旬にはスポーツレクリエーションを実施予定。 ○子ども会およびジュニアリーダー行事・会議は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一部中止もあったが、感染対策と内容変更等を行いながら行事等は実施している。 ○築上きづきの杜において10講座を開講した。	A	○少年スポーツ振興協議会行事は例年通りの計画。 ○子ども会およびジュニアリーダー行事は例年通り開催する計画だが、新型コロナウイルス感染状況により、感染拡大防止対策を取りつつ検討する。 ○築上きづきの杜は、教室内容を検討しつつ、実施を計画。	⑧生涯学習課	

令和 4 年度 第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

A：十分達成した  
 B：ある程度達成したが課題が残った  
 C：十分達成できず改善が必要  
 D：未着手または事業計画の見直しが必要  
 -：廃止・実施不可能

基本目標		2. 仕事や家庭、地域で男女が支え合う社会の実現			
基本方針		事業実施内容			担当部署
施策の方向・具体的施策		【計画】	【実施状況】	評価	
<b>(1) 仕事と家庭生活などの両立支援 (1/2)</b>					
<p>ワーク・ライフ・バランスの推進</p> <p>▶ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及・啓発を行います。</p> <p>▶育児・介護休業取得に向けた意識の向上を図ります。</p> <p>▶男性の生活力アップによる自立を促進します。</p> <p>▶家庭での男女共同参画推進に向けた意識啓発を行います。</p>	<p>○育児・介護休業取得予定者にわかりやすい制度のチラシを作成する。</p>	<p>○育児・介護休業取得予定者へ制度に関する資料を渡し、情報提供を行った。</p> <p>○庁内グループウェアに制度に関するQ&amp;Aを掲載し、適宜見直しを行い、最新の制度の周知に努めている。</p>	B	<p>○制度の認知度は高くなっており、男性の育児休業取得率も向上しているが、更なる呼びかけと理解を得られる風土づくりが必要である。</p>	①総務課
	<p>○ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及のための啓発を行う。</p>	<p>○「男女共同参画週間」(6月)の啓発を広報紙・町HP・SNS等を通じて行った。町内施設・企業へのポスター及び啓発物の配布を行った。</p> <p>○「男女共同参画週間」にあわせて、人権課前に展示を行い、「家事参加」に関するデータ(第2次築上町男女共同参画基本計画策定時)を公表し、築上町の現状を周知した。</p> <p>○男女共同参画ネットと共催で「パパ育休」をテーマとしたワークショップを行った。</p>	B	<p>○「男女共同参画週間(6月)」における啓発を引き続き行う。</p> <p>○ワーク・ライフ・バランスに関する情報発信を行う。また、企業への情報提供を行う。</p>	②人権課
	<p>○家庭内での男性の家事参加につながる啓発、取組を行い、生活力アップにつなげる。</p> <p>○男性の家事や育児参加に関する情報発信を行う。</p>	<p>○築上町社会福祉協議会に協力してもらい、男性の料理教室で厚労省事業の「おとう飯キャンペーン」を実施した。</p> <p>○親子向けのワークショップを開催し、父親の参加が2組(7組中)あった。</p> <p>○「男女共同参画週間(6月)」に人権課前に男性の育児休業等の書籍を展示した。</p> <p>○男女共同参画ネットと共催で「パパ育休」をテーマとしたワークショップを行った。</p>	B	<p>○男性の生活力アップに結びつくような実践的な取り組みはできていない。</p> <p>○パパや男性向けのイベントを開催したい。</p>	②人権課
	<p>○保育サービスの需要に適切に対応し、保育サービスを充実させる。</p>	<p>○第3子以降の保育料・副食費無料事業で保護者の経済的負担を軽減した。</p> <p>○居宅訪問型事業(いわゆるベビーシッター)や一時預かりや延長・休日保育等利用者ニーズに対応した様々な保育サービスの提供を行い、保護者の育児への精神的・経済的負担軽減を図ることができた。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症による負担軽減、保育サービス維持のため、町独自で、町内私立幼稚園、保育園に交付金を支給し、支援を行った。</p>	A	<p>○一時預かりや延長保育事業、居宅訪問型事業(いわゆるベビーシッター)等保育ニーズに応じた保育サービスを実施する。</p> <p>○第3子以降無償化事業を実施し、保護者の経済的・精神的負担軽減に努める。</p>	④子育て・健康支援課
	<p>○児童館・子育て支援センター・学童保育事業を充実させる。</p>	<p>○新型コロナウイルス感染予防に配慮しながら児童館事業・放課後児童クラブ事業・子育て支援センター事業を実施し、子どもの居場所作りに努め、児童の健全育成に従事した。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度も子どもフェスティバル(春・夏2回)が中止となったが、子育て支援センターや児童館事業においては、新型コロナウイルス感染予防対策を徹底し、創意工夫しながら子育て支援活動を実施した。</p> <p>○児童館が休館になった際も、子育て中の方の不安等解消のため、電話による子育て相談を実施した。</p>	A	<p>○新型コロナウイルス感染予防に配慮しながら児童館事業・放課後児童クラブ事業・子育て支援センター事業を実施し、子どもの居場所作りに努め、児童の健全育成に従事していく。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の動向を確認しながら子どもフェスティバルや各種イベント・講座を開催する。</p>	④子育て・健康支援課
	<p>○学童保育支援員の育成を図るため、各種セミナーやスキルアップ研修への参加を推進する。</p>	<p>○研修会に参加し、支援員のスキルアップを図った。</p>	A	<p>○各種相談を行い、子育てに関する悩みや不安を軽減する。</p> <p>○支援員のスキルアップを図るため、研修会に参加する。</p>	④子育て・健康支援課
	<p>○子育てに関する相談支援体制を整備する。</p> <p>○子ども家庭総合支援拠点の設置に取り組む。</p>	<p>○子育てに関する相談や専門職(CP・OT・ST)による療育相談・療育支援を行った。</p> <p>○各種相談を行い、子育てに関する悩みや不安の軽減に繋がった。</p> <p>○地域子育て支援拠点事業を町内2カ所で実施した。</p> <p>○子育て包括支援センターにおいて妊産婦及び乳幼児等の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行った。</p> <p>○子ども家庭総合支援拠点の設置に取り組んだ。</p> <p>○出産・子育て応援交付金事業に取り組んだ。</p>	A	<p>○新型コロナウイルス感染予防対策を徹底しながら子育て支援拠点事業を行い、子育て家庭を支援する。</p> <p>○妊娠・出産・子育て期を切れ目なく支援するため、子育て包括支援センター事業を実施する。</p> <p>○子ども家庭総合支援拠点の円滑な運営を目指す。</p> <p>○出産・子育て応援交付金事業に取り組む。</p>	④子育て・健康支援課
	<p>○子育てに関する情報提供を行う。</p>	<p>○妊娠期から就学児の子育て情報を分かりやすくまとめた「子育て応援サイトとことこ」により、子育て世帯や地域の皆様に対し、子育てに役立つ情報を発信した。</p>	A	<p>○子育て応援サイト情報の充実にも努め、情報発信をすることで、安心して子育てのできる町づくりを推進していく。</p>	④子育て・健康支援課
	<p>○子育て支援センターが作成する情報誌「のびのびめ〜る」を利用して、子育ての情報交換を行う。</p>	<p>○子育て支援センターの情報誌「のびのびめ〜る」を月1回発行し、ホームページや子育て応援サイトに掲載した。</p>	A	<p>○子育て支援センターの情報誌「のびのびめ〜る」を月1回発行し、ホームページや子育て応援サイトに掲載する。</p>	④子育て・健康支援課
	<p>○子育て中の親が集え、憩える場を作る。</p>	<p>○子育て中の親子が集い、憩える場として、子育て広場等を開催し、子育てに関する情報交換を行う場作りを推進した。</p>	A	<p>○子育て支援センター事業として子育て広場を開設し、新型コロナウイルス感染予防対策を徹底しながら交流の場作りを行う。</p>	④子育て・健康支援課
	<p>○子育てグループを支援する。</p>	<p>○子育てサークル関係の相談支援を行った。</p> <p>○子育てサークルのイベント情報を広報紙やホームページに掲載するとともに、乳幼児検診時や窓口等でチラシを配布し、サークル活動の普及を支援した。</p>	A	<p>○子育てサークルの活動や相談支援を行い、活動の普及を支援する。</p>	④子育て・健康支援課
	<p>○「男の手料理教室」(築上きづきの杜【旧町民大学】)を継続開催する。</p>	<p>○「男の手料理教室」では、男性が毎日の食生活で実践できる家庭料理作りを講習した(受講生10名)。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、黙食にて食事を行った。</p>	A	<p>○「男の手料理教室」(築上きづきの杜)を継続を検討。</p>	⑧生涯学習課

※CP：臨床心理士、OT：作業療法士、ST：言語聴覚士

令和 4 年度 第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

A：十分達成した  
 B：ある程度達成したが課題が残った  
 C：十分達成できず改善が必要  
 D：未着手または事業計画の見直しが必要  
 -：廃止・実施不可能

基本目標		2. 仕事や家庭、地域で男女が支え合う社会の実現				
基本方針		事業実施内容				担当部署
施策の方向・具体的施策		【計画】	【実施状況】	評価	課題・次計画での方向性	
<b>(1) 仕事と家庭生活などの両立支援 (2/2)</b>						
<p>仕事と子育て・介護が両立できる環境の整備</p> <p>▶子育て・保育環境の充実を図ります。                      ▶家族介護者への支援と情報提供の充実を図ります。                      ▶職場における性別役割意識の解消に努めます。                      ▶育児・介護休業制度の設置及び取得促進に向けた事業主への啓発を行います。</p>	<p>○積極的な啓発活動を行い研修等への参加を促進する。</p>	<p>○研修案内があれば速やかに周知し、参加を呼びかけた。</p>	B	<p>○新型コロナウイルス感染状況に臨機応変に対応し、集合研修あるいはオンライン形式での研修を職員に周知して、参加を促す。</p>	①総務課	
	<p>○町内業者への育児・介護休業制度や各種助成金等に関する情報提供を行う。</p>	<p>○各啓発期間に啓発協力依頼を行った。                      ○福岡県から提供された新型コロナウイルスに関連する貸付金等のチラシを窓口に配架した。</p>	B	<p>○各種制度や助成金に関する情報を、引き続き町内事業者へ提供する。                      ○啓発期間における協力依頼を引き続き行う。</p>	②人権課	
	<p>○保育サービス・学童保育事業の充実を図る。                      ○サービス利用者の経済的負担を軽減する。</p>	<p>○一時預かり保育・延長保育・休日保育・病後児保育等、保育ニーズに対応した保育サービスの提供を行った(病後児保育は今年度、実績なし)。病児保育については、広域化について、県と協議を進めている。                      ○居宅訪問型事業(いわゆるベビーシッター)を実施した。                      ○第3子以降の児童に係る保育料及び副食費の無料事業を行い、保護者の経済的負担を軽減した。                      ○物価高騰により、町独自で私立保育園、幼稚園に対して、交付金の支給を行うことで、保育サービスの維持を図り、サービス利用者の費用負担が増大しないように努めた。</p>	B	<p>○一時預かり保育・延長保育・休日保育・病後児保育、居宅訪問型事業(いわゆるベビーシッター)等、保護者ニーズに対応した保育サービスを提供する。病児保育については、広域化について、県と協議を進める。                      ○第3子以降の児童に係る保育料及び副食費の無料事業を行い、保護者の経済的負担の軽減を図る。</p>	④子育て・健康支援課	
	<p>○広報紙やHP・子育て応援サイトを通して子育てサービスの情報提供を行う。                      ○ファミリー・サポート・センター事業設立に向け、支援員の養成に取り組む。</p>	<p>○広報紙やホームページ・子育て応援サイトを通して、子育てサービスの情報提供を行った。                      ○福岡県が主催するファミリー・サポート・センター支援員養成講座の周知を行った。ファミリーサポートセンターの設立はできていない。</p>	B	<p>○広報紙やHP・子育て応援サイトを通じて子育てサービスの情報提供を行うとともに、子育て応援サイトを充実させる。                      ○福岡県が主催するファミリー・サポート・センター支援員養成講座を周知し、支援員の確保につなげる。</p>	④子育て・健康支援課	
	<p>○認知症初期集中支援チームを必要に応じて稼働する。                      ○サポーター養成講座を定期的に開催する。                      ○認知症介護相談会を毎月1回行う。                      ○認知症ケアパスを有効に活用する。</p>	<p>○認知症初期集中支援チームの稼働に至る事業は生じなかったが、認知症相談への対応はできている。                      ○サポーター養成講座の定期開催を行った。                      ○認知症介護相談会を毎月行った。                      ○認知症ケアパスの情報の更新の必要が認められたため、最小限の活用とし、次年度に更新を行うよう調整を図った。</p>	B	<p>○認知症ケアパスの更新を行う。                      ○認知症初期集中支援チームを必要時稼働できるようにする。                      ○サポーター養成講座と認知症介護相談会は引き続き定期的に行う。</p>	⑩保険福祉課	
	<p>○家族の集いを3か月に1回継続して行い、新しい参加者を募り、認知症介護者の負担軽減を図る。</p>	<p>○家族の集いを定期的に行った。新規の参加者も加わり、認知症介護者の負担軽減に役立っている。</p>	A	<p>○家族の集いを引き続き定期的に行う。</p>	⑩保険福祉課	

※認知症ケアパス：地域ごとに認知症の発症予防から人生の最終段階まで、状況に応じたケアの流れを示したものの。

令和 4 年度 第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

A:十分達成した  
 B:ある程度達成したが課題が残った  
 C:十分達成できず改善が必要  
 D:未着手または事業計画の見直しが必要  
 -:廃止・実施不可能

基本目標		2. 仕事や家庭、地域で男女が支え合う社会の実現			
基本方針		事業実施内容			担当部署
施策の方向・具体的施策		【計画】	【実施状況】	評価	
<b>(2) 地域における男女共同参画の推進</b>					
<b>地域活動における男女共同参画の促進</b> ▶男女共同参画に関する情報提供と周知を行います。 ▶自治会等における地域活動に女性が参画した事例などの発信を行い女性の参画を促進します。 ▶男女共同参画を推進する団体の活動を支援し、ネットワーク化を図ります。	○男女共同参画ネットの事業実施を支援する。	○講演会、映画上映会、児童虐待防止・DV防止チャリティ募金、防災デイキャンプ等の事業実施の支援を行った。 ○「パパ育児」をテーマとした男女共同参画ワークショップを共催した。 ○あすばる主催「お気軽サロン」において、男女共同参画ネットの体制や活動等の紹介をする際の支援を行った。	A	○男女共同参画ネットが主催する取組等への支援を行い、男女共同参画の推進に向け協働していく。 ○町のSNS等を活用し、男女共同参画ネットのイベント等の周知を行い、ネットの活動を多くの人に知ってもらう。	②人権課
	○広報紙の「子育てコラム」の執筆を「京築ママライター」に継続して行ってもらう、地域で活躍する女性のロールモデルを示す。 ○地域における女性の参画事例を紹介する。	○広報紙の「子育てコラム」の執筆を「京築ママライター」の方に継続しておこなってもらう、地域で活躍する女性のロールモデルを示すことができた。	B	○広報紙の「子育てコラム」の執筆を「京築ママライター」に継続して依頼することで、地域で活躍する女性のロールモデルを示していく。	②人権課
	○広報紙・HP・SNS等で男女共同参画に関する情報発信を行う。	○開催される講演会等について、広報紙・町HP・SNS等を通じて情報発信を行った。 ○男女共同参画ネット主催の講演会「これなら分かる！男女共同参画のキホン！！」の周知等を行い、実施支援した。 ○オンライン開催「あすばる男女共同参画フォーラム」の視聴会場を設置した。町民の方の参加が10名程度あった。	A	○開催される講演会等について、情報発信をしていく。オンライン開催されるものも増えているので、積極的に周知したい。	②人権課
	○講演会やセミナー開催について広報紙・ホームページ・SNSを用い広くお知らせする。	○新型コロナウイルス感染症の影響で講演会やセミナーの中止が多かったが広報、HPを通じて情報提供を実施した。	B	○引き続き、広報、HP、SNSなどを用いて情報提供をしていく。	⑤まちづくり振興課
	○自治会への情報提供を推進していく。	○新型コロナウイルス感染症の影響で十分な情報提供ができなかった。	B	○同和問題啓発強調月間の啓発事業への協力と講演会などへの参加協力を行う。	⑤まちづくり振興課
<b>地域防災における男女共同参画の推進</b> ▶地域における防災活動への女性の参画を促進します。 ▶女性の視点を取り入れた防災対策を推進します。	○防災会議に女性参画を促す。	○防災会議に4名の女性の参画ができ、女性の視点を取り入れた防災対策の体制が確立した。	A	○今後も積極的に女性の参画を促す。	①総務課
<b>(3) 政策・方針決定過程への女性の参画拡充</b>					
<b>審議会等における女性登用についての啓発の推進</b> ▶男女平等の視点に立ったまちづくりを推進します。 ▶町の審議会等における女性委員の比率向上を目指して啓発を行います。	○女性の意識変革を目指し、セミナー等の情報発信を行う。	○県や国から情報提供のあった女性活躍推進に関するセミナー等について、事業所へ案内の送付を行った。	A	○国や県からの情報提供について、引き続き町内事業所に対し、周知していく。	②人権課
	○審議会等の関係課に対し、女性登用に関する情報提供や、女性比率向上のための協力依頼を行う。 ○審議会等の関係課に対し、女性が参画しやすい条件作りの呼びかけを行う。	○国・県が実施する審議会等への女性登用状況調査を、各課の協力のもと行った。 ○議会や防災に関する男女共同参画の体制についての調査を行った。 ○推薦団体から女性の推薦がなかった、公募したが女性からの応募がなかった等の理由から女性の割合が低い審議会等があった。(審議会等に占める女性の割合 目標:40.0%、現状:28.2%)	B	○築上町の審議会等における女性の比率と、目標の比率を公表し、改選の際には、積極的な女性の登用をしてもらうよう呼びかける。 ○審議会等の委員の充て職要件をなくすなど、女性が参画しやすい条件整備を引き続き呼びかける。	②人権課
<b>管理職などへの登用推進</b> ▶女性職員における管理職への登用を推進します。 ▶女性職員の職域拡大に向けた育成を行います。 ▶町政への女性の積極的な参画を促進します。	○女性職員のキャリアアップ研修等があれば積極的に周知する。	○研修案内があれば速やかに周知し、参加を呼びかけた。	B	○新型コロナウイルス感染状況に臨機応変に対応し、集合研修あるいはオンライン形式での研修を職員に周知して、参加を促す。	①総務課

令和 4 年度 第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

A：十分達成した  
 B：ある程度達成したが課題が残った  
 C：十分達成できず改善が必要  
 D：未着手または事業計画の見直しが必要  
 -：廃止・実施不可能

基本目標		3. 一人ひとりが健やかに暮らせる社会の実現				
基本方針		事業実施内容				担当部署
施策の方向・具体的施策		【計画】	【実施状況】	評価	課題・次計画での方向性	
<b>(1) あらゆる暴力の根絶と被害者支援 (1/2)</b>						
DV防止の周知・啓発 ▶DV根絶に向けた啓発を行います。 ▶デートDV防止のための教育の充実を図ります。	○「デートDV」に関する小冊子を町内中学生に配布する。 ○「はたちの集い」の際に、「デートDV」の小冊子等を配布する。	○夏休み前に町内中学生に「デートDV」小冊子を配布した。また、「はたちの集い」でも同冊子を配布した。 ○「若年層の性暴力被害防止月間」(4月)に、SNS等での啓発、図書館で関連図書とあわせての展示を行った。 ○夏休み前に町内小・中学生に「子どものための相談窓口ガイド」の配布を行った。	A	○「デートDV」の小冊子の配布を継続して行う。 ○「子どものための相談窓口ガイド」の配布を継続して行う。	②人権課	
	○「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月)」に、展示コーナーを設け啓発を行う。児童虐待防止についても、啓発を行う。	○各運動期間において、広報紙・町HP・SNS等での情報発信や、町内事業所・公共施設等に対し啓発協力依頼を行った。 ○男女共同参画ネット事業「ハロウィン募金」(児童虐待防止・DV防止)で、チラシと啓発物の配布を行った。 ○「若年層の性暴力被害防止月間(4月)」に「児童虐待防止月間・DV防止週間(11月)」に図書館に展示ブースを設け、来館者に対し啓発を行った。11月は、本庁住民プラザにも展示ブースを設け、啓発を行った。また、子育て・健康支援課や住民生活課に啓発物の配架に協力してもらった。 ○庁内各課との連携により、多くの年代に向けて啓発ができた。	A	○各啓発期間において、他課や男女共同参画ネットと協働で啓発活動ができた。継続して啓発を行っていく。 ○より多くの人にDVやデートDVに関する情報が届くように、啓発内容を検討していく。	②人権課	
	○広報紙・HP・SNS・公共施設等でDV相談窓口について積極的に周知を行う。	○啓発期間にDV相談窓口について、広報紙・町HP・SNS等で周知を行った。 ○庁舎内の各トイレに相談先が記載されたカードを設置した。また、町内公共施設においてもカードやチラシの設置の協力依頼を行った。	A	○SNS等を通じて、相談先の周知を行っていく。 ○4月と11月のDV等に関する啓発期間は、展示等で相談先を周知する。	②人権課	
	○「生理の貧困」に対する取組を行う。取組の中で、相談窓口の周知を行い、相談につながるようにする。	○築上町社会福祉協議会のフードバンクの場を利用して、生理用品の提供を行った。生理用品とともに、相談先を載せたチラシを同封した。月25組程度のひとり親に対し、生理用品の配布と相談先の案内ができた。 ○築上町役場本庁と築上町コミュニティセンター(ソビア)のトイレに、「生理用品引換カード」を設置し、カードと引き換えに生理用品を渡す取組を行った。配布数は10件程度。	B	○フードバンクでの取組を継続して行う。その際に、ひとり親の方への情報提供(県の情報や人権課の取組など)を行う。 ○築上町役場及び築上町コミュニティセンター(ソビア)での配布を引き続き行う。取組みを周知するために、夏休み前などにSNS等を通じて情報発信をする。	②人権課	
	○将来、DVの加害者とならないようにするため、道徳・人権教育において「他者を認め、尊重しようとする態度」「相手を思いやる心」を育てるとともに自己に対する肯定感や自尊感情を育てる教育の推進を図る。	○将来、DVの加害者とならないようにするため、道徳・人権教育において「他者を認め、尊重しようとする態度」「相手を思いやる心」を育てるとともに自己に対する肯定感や自尊感情を育てる教育を推進した。	A	○将来、DVの加害者とならないようにするため、道徳・人権教育において「他者を認め、尊重しようとする態度」「相手を思いやる心」を育てるとともに自己に対する肯定感や自尊感情を育てる教育の推進を図る。	⑦学校教育課	

令和 4 年度 第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

A：十分達成した  
 B：ある程度達成したが課題が残った  
 C：十分達成できず改善が必要  
 D：未着手または事業計画の見直しが必要  
 ー：廃止・実施不可能

基本目標		3. 一人ひとりが健やかに暮らせる社会の実現			
基本方針		事業実施内容			担当部署
施策の方向・具体的施策		【計画】	【実施状況】	評価	
<b>(1) あらゆる暴力の根絶と被害者支援 (2/2)</b>					
DV被害者の安全確保の強化及び被害者の自立支援 ▶相談機関の周知・啓発を行います。 ▶DV被害者の安全確保に向けた関係機関との連携を強化します。 ▶相談員の資質向上を推進します。 ▶DV被害者へのケアの充実を図ります。 ▶被害者の自立に向けた支援を行います。 ▶被害者情報の保護を徹底します。	○町内各課と情報共有・連携を図る。 ○DVに関する研修等について、庁内で共有をする。	○人権課向けに案内のあった内閣府主催のオンライン研修の情報を共有した。 ○DV相談があった際には、関係課と連携し、相談者への対応を行った。	B	○DV相談があった際は関係各課と共有し、相談者への対応を行っていく。 ○国や県からDVに関する情報提供があった際は、関係各課と共有する。	②人権課
	○広報紙・HP・SNS・公共施設等でDV相談窓口について積極的に周知を行う。	○「若年層の性暴力被害防止月間(4月)」、「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月)」には、広報紙やSNS等を通じて相談先の周知を行った。 ○人権課窓口や公共施設に相談先の記載されたカードを設置した。女性に対するDVだけではなく、男性DVやLGBTQ+の方へのDVに関する相談先のカードも設置した。	B	○啓発の展示ブース作成の際には、相談先の記載されたカードや、チラシを設置し、相談先を周知する。 ○相談先についての情報を、SNS等で定期的に発信する。 ○男性DVや、LGBTQ+の方のDVに関する相談先についても、引き続き周知を行う。	②人権課
	○相談員向けの研修へ人権課職員が参加し、相談員として資質向上へつなげる。	○県の女性相談所が主催する女性相談員研修に参加した。 ○あすばる主催「行政職員のための男女共同参画セミナー(DVについて)」を受講した。 ○内閣府主催の「性暴力、配偶者暴力等被害者支援のためのオンライン研修」を受講した。	B	○開催される研修に積極的に参加していく。	②人権課
	○届書提出時に、記載事項証明書の請求があった場合、住所を知られないようにする申込書があることを知らせる。	○DV等の支援を必要としている場合、支援措置の内容についてのお知らせと状況把握をする。その後、警察署等へ相談状況の照会を行い、必要と認められた場合は住民票等の発行ロックを行っている。 ○相談から発行ロックをするまでの間は仮ロックをしている。	A	○被害者情報の保護を徹底し、来年度も継続して実施していく。	③住民生活課
	○住民基本台帳の閲覧簿から支援対象者にかかる部分を抹消する。	○DVの支援は細心の注意を払い事務を行った。	A	○被害者情報の保護を徹底し、来年度も継続して実施していく。	③住民生活課
	○支援対象者の住民票と戸籍の附票の発行をロックする。	○相談を受け警察へ照会し回答が届くまでの間及び他市町で相談を受けたケースについては、通知が届くまでの間は仮ロックをし支援を行った。	A	○被害者情報の保護を徹底し、来年度も継続して実施していく。	③住民生活課
	○DV被害者からの相談があった場合、被害者情報の保護を徹底しながら関係機関と連携し必要なケアを提供していく。	○相談等に応じて、情報の保護に努めている。今後も細心の注意を払い、支援対象者に危険が無いよう業務を遂行していく必要がある。	A	○被害者情報の保護を徹底し、来年度も継続して実施していく。	③住民生活課
	○相談に応じて随時対応する。	○相談等に応じて保育所・児童相談所等関係機関と連携し随時対応、情報共有を行った。	A	○相談等に応じて保育所・児童相談所等関係機関と連携し随時対応、情報共有を行う。	④子育て・健康支援課
	○保育所・児童相談所等関係機関と連携を持ち、情報を共有するとともに連絡調整を行う。	○要保護児童対策地域協議会を年1回、要保護児童担当者会議を年4回開催し関係機関(行政・保健師・児童相談所・スクールソーシャルワーカー・子ども支援オフィス)と情報共有、連絡調整、個別ケース管理を実施し、ケースの支援を行った。 ○ケースに応じて関係機関と個別ケース会議を開催した。 ○転出する要保護児童について、遅滞なくケース移管を行った。	A	○定期的に要保護児童対策地域協議会、要保護児童担当者会議、個別ケース会議を開催し、関係機関と連携を持ち、ケースの管理に努める。 ○転出する要保護児童についてはケース移管を遅滞なく行う。	④子育て・健康支援課
	○高齢者虐待に関して介護関係者や住民向けに周知・啓発を行う。	○高齢者虐待に関して介護関係者や住民向けにチラシの配布により周知・啓発を行った。 ○介護事業所から依頼を受け事業所が行う高齢者虐待学習会の講師をした。	A	○高齢者虐待の知識の普及啓発を引き続き行う。	⑩保険福祉課
○高齢者虐待の通報を受けた後は早急に事実確認し、コアメンバー会議を行う。その後関係機関と協力し被害者の安全確保と適切なサービス提供を行うとともに養護者の支援を行う。	○高齢者虐待の通報を受け早急に事実確認しコアメンバー会議を行った。虐待認定はしなかったが、被害者の安全確保と養護者の支援を行った。	A	○高齢者虐待には早急かつ適切に対応する。そのための関係者との連携を十分に行う。	⑩保険福祉課	
○遠距離ストーカー・遠距離DV被害者、一人親世帯等について関係機関と連携を図り町営住宅等への入居支援を行う。	○今年度はDV被害による町営住宅入居相談案件がなかったため、取り組みなし。 ○今後も引き続き関係機関と連携を図りながら入居支援に努めていく。	A	○今年度はDV被害による町営住宅入居相談案件がなかったが、次年度も遠距離ストーカー・遠距離DV被害者、一人親世帯等について関係機関と連携を図りながら町営住宅等の入居支援に努める。	⑥都市政策課	
○各学校でDV被害者の児童生徒の就学、転学についてSSW、SC等を活用しケアの充実が図られるよう努める。児童生徒からの情報、家庭訪問、懇談等でDV被害の実態を把握した際は関係各課及び関係機関に情報提供し連携して対応する。	○各学校においてDV被害者の児童生徒の就学・転学について、SSW・SC等を活用し十分な情報共有を行い、また関係教育委員会と連携しケアの充実が図られるよう努めた。 ○児童生徒からの情報および家庭訪問・懇談等によりDV被害の実態を把握した際には、関係各課および関係機関に情報提供を行い連携して対応を行った。	A	○各学校でDV被害者の児童生徒の就学、転学についてSSW、SC等を活用しケアの充実が図られるよう努める。児童生徒からの情報、家庭訪問、懇談等でDV被害の実態を把握した際は関係各課及び関係機関に情報提供し連携して対応する。	⑦学校教育課	
ハラスメント等の防止対策 ▶町民に対するハラスメント防止について意識啓発を行います。 ▶起業・事業所等におけるハラスメント防止対策を推進します。 ▶職員におけるハラスメント防止対策を推進します。	○市町村職員研修所の階層別研修等によりハラスメントについての研修を行う。	○市町村職員研修所の階層別研修等の参加を推進し、ハラスメントについての研修を受講した。	B	○今後も外部研修のほか、町の独自研修においてもハラスメントをテーマとした研修を定期的に実施する。	①総務課
	○広報紙・HP・SNS等でハラスメント防止についての情報発信を行う。	○「若年層の性暴力被害防止月間(4月)」に、SNS等で情報発信を行った。 ○「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月)に性暴力についての特集記事を広報紙に掲載した。また、役場本庁及び図書館で展示を行い、ハラスメントに関するものを含む関連書籍の展示を行った。	B	○「若年層の性暴力被害防止月間(4月)」、「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月)の啓発を継続して行う。 ○各種啓発期間に合わせて、関連する「ハラスメント」について取り上げていく。	②人権課

SC：スクールカウンセラー。心理カウンセリングなど、子どもと保護者の「心のケア」を行う。

SSW：スクールソーシャルワーカー。家庭環境や生活環境の問題を解決する「福祉のケア」を行う。

令和 4 年度 第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

A：十分達成した  
 B：ある程度達成したが課題が残った  
 C：十分達成できず改善が必要  
 D：未着手または事業計画の見直しが必要  
 -：廃止・実施不可能

基本目標		3. 一人ひとりが健やかに暮らせる社会の実現			
基本方針		事業実施内容			担当部署
施策の方向・具体的施策		【計画】	【実施状況】	評価	
<b>(2) 人権課題を抱える人々への支援の充実 (1/3)</b>					
ひとり親家庭等への支援 ▶経済的自立と生活の安定を図るための包括的な支援を行います。 ▶各種手当・給付金等の支援制度の周知を行います。 ▶総合的な相談窓口の設置を行います。 ▶ひとり親家庭の子どもの均等な学習機会の確保を図ります。 ▶生活困窮者の自立に向けた支援を行います。	○ホームページや広報を通じ、ひとり親家庭等医療費支給制度などの公費医療制度の紹介を行う。	○築上町LINE公式アカウントで新たに「子育て案内機能」が追加され、ひとり親家庭等医療についても周知方法が拡充された。	A	○引き続き効果的な周知を図っていく。	⑩保険福祉課
	○ひとり親家庭の手当等の情報提供を行う。	○ひとり親家庭の手当等に関する相談に随時対応した。また、相談内容に応じて、関係課と連携を図った。	A	○ひとり親家庭の手当等に関する相談に随時対応する。また、相談内容に応じて、関係課と連携を図る。	④子育て・健康支援課
	○ひとり親家庭の手当や就労に関する情報発信を行う。	○ひとり親家庭の手当や就労に関するリーフレットを配布し、情報提供を行った。 ○ひとり親家庭を対象とした各種職業訓練や相談会に関する情報を広報やHP、子育て応援サイトに掲載した。	A	○ひとり親家庭の手当や就労に関するリーフレットを配布し、情報提供を行う。 ○ひとり親家庭を対象とした各種職業訓練や相談会に関する情報を広報やホームページ、子育て応援サイトに掲載する。	④子育て・健康支援課
	○相談業務を推進する。	○ひとり親家庭の生活の安定を図るため、相談業務や情報提供等を行い、支援に努めた。	A	○ひとり親家庭の生活の安定を図るため、相談業務や情報提供等を行い、支援に努める。	④子育て・健康支援課
	○経済的支援における事務処理を行う。	○3手当(児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当)関係事務に加え、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、低所得者給付金等の給付金等事務を実施した。	A	○3手当(児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当)関係事務を適正に処理し、経済的支援等に努める。	④子育て・健康支援課
	○小学校4年生、中学校3年生を対象に受講料を無料とした築上塾(土曜講座)を開設し、生活困窮家庭にも学習機会の確保を図る。	○小学校4年生、中学校3年生を対象に受講料を無料とした築上塾(土曜講座)を開設し、生活困窮家庭にも学習機会の確保を図った。受講者数 小学校:38名、中学校:52名 ○準要保護世帯に対し、必要な時に速やかに支援を行うため、「新入学児童生徒学用品費」の入学前支給を行った。対象者 小学校:14名、中学校:18名	A	○小学校4年生、中学校3年生を対象に受講料を無料とした築上塾(土曜講座)を開設し、生活困窮家庭にも学習機会の確保を図る。	⑦学校教育課

令和 4 年度 第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

- A: 十分達成した
- B: ある程度達成したが課題が残った
- C: 十分達成できず改善が必要
- D: 未着手または事業計画の見直しが必要
- : 廃止・実施不可能

基本目標		3. 一人ひとりが健やかに暮らせる社会の実現				
基本方針		事業実施内容			担当部署	
施策の方向・具体的施策		【計画】	【実施状況】	評価		課題・次計画での方向性
<b>(2) 人権課題を抱える人々への支援の充実 (2/3)</b>						
<p>子ども、高齢者、障がい者、外国人、同和地区出身者、性的少数者等が安心して暮らせる社会づくり (1/2)</p> <p>▶子どもの人権を尊重する啓発を推進します。</p> <p>▶高齢者の権利擁護と社会参加を促進します。</p> <p>▶障がい者の権利擁護と社会参加を促進します。</p> <p>▶在留外国人への支援と国際理解の啓発を推進します。</p> <p>▶同和地区出身者の人権を尊重する啓発と教育を推進します。</p> <p>▶性的少数者等の人権を尊重する啓発を推進します。</p>		<p>○あらゆる人権問題について啓発を行う。</p>	<p>○町内小・中学校の協力を得て、人権講演会を実施。人権擁護委員の中村雅輝氏に講師を務めていただき、新型コロナウイルス感染症に関する人権問題をテーマに講演をもらった。</p> <p>○「同和問題啓発強調月間」(7月)には、大阪多様性教育ネットワーク共同代表の土田光子氏に「演題:自分を好きになる力・自分を活かそうとする力」とし、録画講演をもらった。今年度は2日にわけて視聴会場を設置した。また、YouTubeでの配信を行い、自宅からも講演を見ることができるようにした。講演とあわせて、「人権の花運動」の紹介、「シトラスリボンプロジェクト」の紹介、「コロナ大逆転物語」の紹介を行った。</p> <p>○「じんげんミニフェスタ」(12月)では、北九州市立大学准教授アン・クレシーニ氏に「演題:アンちゃんから見るニッポン ～地域が育てる多文化共生～」とし、会場で講演をもらった。会場では「人権の花運動」の紹介、小中学生の人権作品展、人権パネル展「ネット社会と反差別～理解するためのブックガイド」を行った。</p> <p>○今年度は人権センター主催講演会を実施し、大分県鷹島神社宮司の矢野大和氏に「演題:必要とされる喜び」として講演をもらった。また、人権センター教室・識字学級教室発表会を同時開催した。</p> <p>○各種啓発期間に図書館での展示を行い、関連書籍とあわせて紹介を行った。また、人権課前でも書籍の紹介を行った。</p>	B	<p>○町内小・中学校の人権講演会を継続して行う。</p> <p>○「同和問題啓発強調月間」(7月)及び「人権週間」(12月)には、様々な人権問題を知る機会となるように講演会や展示内容を考える。</p> <p>○啓発期間にあわせた図書館での展示を継続して行い、関連書籍とあわせて紹介することで、幅広い年代への啓発へとつなげる。</p>	②人権課
		<p>○学校等を通じて子どもの人権相談窓口を周知する。その際「子どものための相談窓口ガイド」を活用する。</p>	<p>○夏休み前に「子どものための相談窓口ガイド」を町内小・中学生に配布した。</p> <p>○夏休みが終わるのにあわせて、SNS等で「子ども・若者のための相談窓口」として各種相談先を周知した。</p> <p>○「児童虐待防止月間(11月)」に相談先の載ったポスター・チラシを町内小・中学校、保育所(園)に配布した。</p>	A	<p>○町内小・中学生への「子どものための相談窓口ガイド」の配布を継続して行う。</p> <p>○「児童虐待防止月間(11月)」などの啓発期間にあわせて、相談窓口の周知を行う。</p>	②人権課
		<p>○小中学校の養護教諭と連携し、思春期保健教室では性的少数者(LGBTQ)の理解を深められるよう教育を行っていく。</p>	<p>○「次世代思春期エイズ保健教室」において、LGBTQ+について(小学生対象)、また思春期の性教育、性感染症について(中学生対象)、オンライン講演を実施した。</p>	A	<p>○LGBTQ+に関する講演会事業の見直しをしながら、継続する。</p>	④子育て・健康支援課
		<p>○医療ケア児や超低出生体重児等、地域で生活していく上で支援が必要な児には、退院前から医療機関・関係機関と連携し支援体制の調整や保護者等への相談支援を行っていく。</p> <p>○産後ケア事業を実施し、子どもの生命を守るべく、妊産婦の孤立や虐待防止に努める。</p> <p>○新生児検査の費用助成を実施し、経済的負担軽減に資する。</p>	<p>○医療ケア児に対して、学校、教育委員会、医療機関と連携を図り、支援した。(超低出生体重児等の新規案件はなかったが、対象児の支援は継続支援している。)</p> <p>○産後ケア事業を実施し、子どもの生命を守るべく、妊産婦の孤立や虐待防止に努めた。</p> <p>○新生児検査の費用助成を実施し、経済的負担軽減に資する。検査助成の内、ライソゾーム病検査費用助成については、県下初の取組である。</p> <p>○出産・子育て応援交付金事業(国)に伴い、経済的支援、相談事業実施に加え、母子健康手帳アプリ導入(準備)を実施することで、子育て世帯の孤立防止に取り組んでいる。</p>	A	<p>○医療ケア児や超低出生体重児等、地域で生活していく上で支援が必要な児には、退院前から医療機関・関係機関と連携し支援体制の調整や保護者等への相談支援を行っていく。</p> <p>○産後ケア事業については、母子健康手帳交付時や乳児家庭全戸訪問時等も活用し、対象者への周知を行うことで、妊産婦の孤立や虐待防止に努め、子どもの生命を守る。</p> <p>○新生児検査の費用助成を実施し、疾患の早期発見、療育・治療の促進と、費用の経済的負担軽減の一助とする。</p> <p>○出産・子育て応援交付金事業(国)に伴い、経済的支援、相談事業実施に加え、母子健康手帳アプリ導入(準備)を実施することで、子育て世帯への支援との孤立防止に努めていく。</p>	④子育て・健康支援課
		<p>○外国人に母国語の母子手帳を発行し、丁寧に説明する(英語・中国・タイ・ハングル)。</p>	<p>○外国人の妊婦に対しては、母国語の母子手帳を準備しているが、今年度は発行する機会がなかった。</p>	—	<p>○外国人に母国語の母子手帳を発行し、丁寧に説明する(英語・中国・タイ・ハングル)。</p>	④子育て・健康支援課

令和 4 年度 第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

A：十分達成した  
 B：ある程度達成したが課題が残った  
 C：十分達成できず改善が必要  
 D：未着手または事業計画の見直しが必要  
 -：廃止・実施不可能

基本目標		3. 一人ひとりが健やかに暮らせる社会の実現			
基本方針		事業実施内容			担当部署
施策の方向・具体的施策		【計画】	【実施状況】	評価	
<b>(2) 人権課題を抱える人々への支援の充実 (3/3)</b>					
子ども、高齢者、障がい者、外国人、同和地区出身者、性的少数者等が安心して暮らせる社会づくり(2/2) ▶子どもの人権を尊重する啓発を推進します。 ▶高齢者の権利擁護と社会参加を促進します。 ▶障がい者の権利擁護と社会参加を促進します。 ▶在留外国人への支援と国際理解の啓発を推進します。 ▶同和地区出身者の人権を尊重する啓発と教育を推進します。 ▶性的少数者等の人権を尊重する啓発を推進します。	○障がい者や保護者の方に対して、町の広報誌、ホームページ等を活用し、福祉サービスや相談機関等の情報提供を行い、サービス活用につなげる。 ○「障害者週間」(12/3～12/9)や「発達障害啓発週間」(4/2～4/8)を広報することにより、障害への理解を深めていく。	○障がい者や保護者の方に対して、町の広報紙、ホームページ等を活用し、福祉サービスや相談機関等の情報提供を行い、サービス活用につなげた。 ○「障害者週間」(12/3～12/9)や「発達障害啓発週間」(4/2～4/8)を広報紙やホームページで掲載し周知を行った。	A	○障がい者や保護者の方に対して、町の広報紙、ホームページ、ラインを活用し、講習会の案内や福祉サービスについて情報提供を行い、福祉サービスの活用につなげる。 ○「障害者週間」や「発達障害啓発週間」の啓発を行い、「障がい」に対する理解を深める取組を行う。	⑩保険福祉課
	○成年後見制度のリーフレットを配布して周知を図る。また成年後見制度に関する相談窓口として判断能力を欠く状況にある人への支援等を行う。 ○成年後見制度相談会を開催する。	○成年後見相談センターを包括支援センター内に設置。相談支援を行った。 ○京築地区合同で成年後見制度無料相談会を開催。パンフレットやHPで制度や相談会について周知を行った。	A	○今後も引き続き相談窓口としての広報や周知活動を実施していく。	⑩保険福祉課
	○広報紙等での啓発や、国際交流員等を活用した国際化や異文化への理解を深める取組を行う。	○国際交流員を活用し、異文化への理解を深めるイベントを開催した。 ○国際交流員を活用し、イベント・SNS発信等を通じた文化交流を実施し、異文化への理解を深めるきっかけとなった。	B	○国際交流員を活用し、異文化への理解を深める取組を引き続き行う。	⑤まちづくり振興課
	○各学校で同和問題をはじめとする個別の人権課題に対する認識を深め、人権が尊重される授業づくりに努める。特に新たな人権課題として多様な性「LGBTQ」についての認識を深める取組を推進する。また、取組内容を校内実践交流会において職員間で交流する。	○各学校において、同和問題をはじめとする個別の人権課題に対する認識を深め、人権が尊重される授業づくりに努めた。特に新たな人権課題として多様な性「LGBTQ」についての認識を深める取組を推進し、取組の内容を校内実践交流会において職員間で共有した。	A	○各学校で同和問題をはじめとする個別の人権課題に対する認識を深め、人権が尊重される授業づくりに努める。特に新たな人権課題として多様な性「LGBTQ」についての認識を深める取組を推進する。また、取組内容を校内実践交流会において職員間で交流する。	⑦学校教育課
	○各学校校長及び児童生徒支援加配教員を対象とした研修会を実施し、町内における人権課題解決に向けた取組を推進する。	○各学校校長および教職員で、町内における人権課題解決に向けた取組推進を図った。	A	○各学校校長及び児童生徒支援加配教員を対象とした研修会を実施し、町内における人権課題解決に向けた取組を推進する。	⑦学校教育課
	○心のバリアフリー事業 ・車いすバスケットボール体験教室 ・リレー教室 ・ブラインドサッカー教室 ・知的障がい者水泳教室 ・障がい者マリンスポーツ体験	○車いすバスケットボール体験教室を椎田中、築城中、一般向けの3回実施。 ○障がい者水泳教室及びマリンスポーツ体験は新型コロナウイルス感染状況により中止。 ○心のバリアフリー教室として年2回の教室(①リレー、②ブラインドサッカー)を町内小学4年生を対象に実施(オンラインと実技)。	B	○新型コロナウイルス感染予防対策を検討しつつ、下記の体験教室を実施を計画。 ・車いすバスケット体験教室 ・障がい者マリンスポーツ体験 ・障がい者水泳教室 ・小学4年生向け心のバリアフリー教室	⑧生涯学習課

令和 4 年度 第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

A：十分達成した  
 B：ある程度達成したが課題が残った  
 C：十分達成できず改善が必要  
 D：未着手または事業計画の見直しが必要  
 -：廃止・実施不可能

基本目標		3. 一人ひとりが健やかに暮らせる社会の実現				
基本方針		事業実施内容			担当部署	
施策の方向・具体的施策		【計画】	【実施状況】	評価		課題・次計画での方向性
<b>(3) 性の尊重と生涯を通じた健康支援 (1/2)</b>						
生涯を通じた心とからだの健康づくり (1/2) ▶安心・安全な妊娠・出産の確保に向けた啓発を行います。 ▶子どもの発達段階に応じた過程における男女共同参画の教育を推進します。 ▶各種健康診断の受診勧奨に取り組みます。 ▶健康サロンへの参加を促進します。 ▶健康情報の提供を充実します。 ▶心の健康づくりを推進します。 ▶スポーツ活動を推進します。		○町民の健康課題を抽出し、重要視する課題を優先的に解決するための施策を示したデータヘルス計画・第3期特定健康診査等実施計画・健康増進計画に基づき保健事業を展開する(全てのライフステージで生活習慣病の発症予防・重症化予防を視点を事業展開)。	○町データヘルス計画・第3期特定健康診査等実施計画・健康増進計画(健康ちくじょう21)に基づき、生活習慣病の発症予防・重症化予防を実践した。また、PDCAサイクルを回しながら、保健事業を評価している。	A	○町データヘルス計画・第3期特定健康診査等実施計画・健康増進計画(健康ちくじょう21)に基づき、生活習慣病の発症予防・重症化予防を実践する。また、PDCAサイクルを回しながら、保健事業を評価する。	④子育て・健康支援課
		○地区担当保健師・栄養士・助産師によるすべてのライフステージにおける継続的な保健指導等の実施。	○保健師・管理栄養士ともに地区担当制を取り、健康づくり事業を実施した。生活習慣病予防、重症化予防事業を着実に実施するため、対象者を絞り込み、より効果的な保健事業を展開している。	A	○保健師・管理栄養士ともに地区担当制を取り、健康づくり事業を実施する。生活習慣病予防、重症化予防事業を着実に実施するため、対象者を絞り込み、より効果的な保健事業を展開する。	④子育て・健康支援課
		○乳幼児健診は個別通知にて受診日を案内している。健診日には発育発達の学びのツールとして「子どもノート」を活用した保健指導・栄養指導を実施。感染対策を講じながら実施する。 ○特定健診、がん検診等、健康づくり及び予防事業は広報・町公式HP・小中学校保護者へのチラシ等で広く周知。特定健診に関しては個別通知や電話・訪問にて受診勧奨を実施。 ○特定健診・がん検診の集団健診は感染対策を講じて実施する。個別健診の受診についても周知する。	○乳幼児健診は、健診日に発育発達の学びのツールとして「子どもノート」を活用した保健指導・栄養指導を実施した。今年度も感染状況に応じて、感染対策を講じながら実施した。 ○特定健診、がん検診等、健康づくり及び予防事業について、広報・ホームページによりPRを行った。	A	○コロナ禍により、乳幼児健診実施において制限がある中で、状況に応じて、保護者や子どもたちと関わり、支援に努めている。次年度も、乳幼児健診は個別通知にて受診日を案内し、健診日には発育発達の学びのツールとして「子どもノート」を活用した保健指導・栄養指導を実施する。新型コロナウイルス感染予防対策を講じながら、状況に応じて、可能な限り実施する。 ○特定健診、がん検診等、健康づくり及び予防事業について広報・HPでPRを行う。	④子育て・健康支援課
		○定期予防接種の実施(子ども・高齢者)。接種スケジュール等、医療機関及び保護者からの相談に対応する。乳児家庭全戸訪問時に予防接種の説明や実施医療機関の情報提供を行う。また健診時に予防接種歴の確認を行い、接種が遅れている項目についてはアドバイスを行う。	○定期予防接種において、コロナ禍による受診控えにより、当初よりも接種者が減少しているが、予防接種に関して、相談があった際や接種漏れ者には、丁寧な情報提供や支援を行うよう努めた。	A	○子ども、高齢者の定期予防接種を実施する。接種スケジュール等、医療機関及び保護者からの相談に対応する。 ○乳児家庭全戸訪問時に予防接種の説明や実施医療機関の情報提供を行う。また健診時に予防接種歴の確認を行い、接種が遅れている項目についてはアドバイスを行う。	④子育て・健康支援課
		○子どもインフルエンザ予防接種(任意)費用の一部助成。生活保護世帯は全額助成。	○子どもインフルエンザ予防接種(任意)費用の一部助成、生活保護世帯は全額助成することで感染症拡大防止に努めた。 ○助成金の拡大について、協議を進めた。	A	○子どもインフルエンザ予防接種(任意)費用の一部助成の拡大、生活保護世帯は全額助成することにより、感染症拡大防止に努める。	④子育て・健康支援課
		○生活保護世帯、町県民税非課税世帯の健康診査及びがん検診の自己負担の免除(公費助成)を実施する。	○生活保護世帯、町県民税非課税世帯における健康診査及びがん検診の自己負担の免除(公費助成)を実施し、一人ひとりが健康に暮らせるよう支援した。	A	○生活保護世帯、町県民税非課税世帯の健康診査及びがん検診の公費助成を実施し、健康増進に寄与する。	④子育て・健康支援課
		○広報において「保健だより」として健康情報や感染症予防等について周知。	○広報に毎月「保健だより」を掲載し、健康情報や感染症予防等について周知している。今年度は、新型コロナウイルス感染症の情報発信に注力した。	A	○広報において「保健だより」を掲載し、健康情報や感染症予防等について周知する。	④子育て・健康支援課
		○健診(検査)データ等に基づいた健康管理についての支援。	○健診(検査)データに基づいて、保健指導を実施し、住民の健康管理について支援を行った。	A	○健診(検査)データに基づいて、保健指導を実施し、住民の健康管理について支援を行う。	④子育て・健康支援課
		○心の相談事業の実施。状況により、事業広報を集中的に行う。 ○ゲートキーパー研修に参加し、職員の資質向上に努める。	○その他健康相談は随時実施、心の健康相談はコロナ禍でも実施しているが、利用者が少ない。 ○職員の資質向上のため、ゲートキーパー研修に参加した。	A	○健康相談、心の健康相談を実施し、気軽に悩みを打ち明けることのできる環境を整える。	④子育て・健康支援課
		○児童館・子育て支援センター・学童保育事業の充実を図る。	○新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、児童館事業、放課後児童クラブ事業、地域子育て支援拠点事業を実施し、児童の健全育成に従事した。 ○児童館運営審議会を開催した。 ○新型コロナウイルス感染症の影響で子どもフェスティバルが開催中止となったが、新型コロナウイルス感染症対策を行い、創意工夫を生かした子育て支援活動(児童館や子育て支援センターでイベントや教室)を実施した。 ○子育て支援センターの情報誌「のびのびめ〜る」を月1回発行、ホームページに掲載。 ○子育て中の親子が集い、憩える場として、子育て広場等を提供し、子育てに関する情報交換を行う場作りを推進した。	A	○児童館事業、放課後児童クラブ事業、地域子育て支援拠点事業を実施し、児童の健全育成を行う。 ○児童館運営審議会を開催する。 ○児童館や子育て支援センターでイベントや教室・子どもフェスティバルを実施する。 ○子育て支援センターの情報誌「のびのびめ〜る」を月1回発行し、ホームページに掲載する。 ○子育て中の親子が集い、憩える場として、子育て広場等を提供し、子育てに関する情報交換を行う場作りを推進する。	④子育て・健康支援課

※ゲートキーパー：自殺のリスクにつながるような悩みに気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげ見守る人のこと。

令和 4 年度 第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

A：十分達成した  
 B：ある程度達成したが課題が残った  
 C：十分達成できず改善が必要  
 D：未着手または事業計画の見直しが必要  
 -：廃止・実施不可能

基本目標		3. 一人ひとりが健やかに暮らせる社会の実現			
基本方針		事業実施内容			担当部署
施策の方向・具体的施策		【計画】	【実施状況】	評価	
<b>(3) 性の尊重と生涯を通じた健康支援 (2/2)</b>					
生涯を通じた心とからだの健康づくり (2/2) ▶安心・安全な妊娠・出産の確保に向けた啓発を行います。 ▶子どもの発達段階に応じた過程における男女共同参画の教育を推進します。 ▶各種健康診断の受診勧奨に取り組みます。 ▶健康サロンへの参加を促進します。 ▶健康情報の提供を充実します。 ▶心の健康づくりを推進します。 ▶スポーツ活動を推進します。	○住民主体の地域包括ケア体制を図るため、住民参加の場に出向き情報発信や意見交換をする。	○新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、住民参加の場での情報発信や意見交換の実施には至らなかったが、介護予防の必要性を知ってもらうための「ゼロ次予防講演会」を開催し、住民主体の取り組みの重要性を発信した。	A	○地域包括ケア体制を住民と話し合う機会をつくる。	⑩保健福祉課
	○認知症サポーター養成講座の定期開催以外の開催回数を増やしサポーター数を増やす。 ○認知症サポーターステップアップ講座を開催し、講座受講者によるボランティア活動等の支援を行う。	○認知症サポーター養成講座の開催要請を小中学校向けに行い、小学校で1回開催した。 ○認知症サポーターステップアップ講座を開催した。その後、受講修了者によるボランティア活動実施に向けて支援を行っている	A	○認知症サポーター養成講座を小中学校向けに行う。 ○ステップアップ講座修了者によるボランティア活動の支援を引き続き行う。	⑩保険福祉課
	○スポーツフェスティバルの継続開催。	○スポーツフェスティバルの継続開催。	A	○新型コロナウイルス感染拡大防止対策をしつつ実施を計画。 ○スポーツフェスティバル(自治会対抗グランドゴルフ大会)、グランドゴルフ大会(団体、個人)、ミニオリンピック、パークゴルフ大会など実施種目については検討する。	⑧生涯学習課
	○少年少女水泳教室・親子水泳教室の継続開催。	○少年少女水泳教室・親子水泳教室の継続開催。	B	○新型コロナウイルス感染状況により中止したが、感染対策を取りつつ実施を計画。	⑧生涯学習課
	○少年スポーツ教室を継続開催。	○少年スポーツ教室を継続開催。	A	○新型コロナウイルス感染拡大防止対策をしつつ実施を計画。	⑧生涯学習課
発達段階に応じた性と健康についての意識の醸成 ▶性の尊重についての普及・啓発を行います。 ▶性の尊重に関する教育を推進します。 ▶エイズ・性感染症対策を推進します。	○「デートDV」に関する小冊子を町内中学生に配布する。 ○「はたちの集い」の際に、「デートDV」の小冊子等を配布する。	○夏休み前に町内中学生に「デートDV」小冊子を配布した。 ○「はたちの集い」の際に、「デートDV」小冊子を配布した。 ○「若年層の性暴力被害防止月間(4月)」、「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月)」にデートDVに関する情報発信をする。	B	○「デートDV」小冊子の配布を続けていく。 ○「若年層の性暴力被害防止月間(4月)」、「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月)にデートDVに関する情報発信をする。	②人権課
	○LGBTQへの理解を深める取組を行う。	○子育て・健康支援課が実施している「次世代思春期保健教室」でLGBTQ+がテーマになっていることから、町内小・中学校に希望調査を行い「性の多様性」に関する書籍を配布した。 ○「はたちの集い」で、「LGBTQ+いのちの相談窓口」のリーフレットを配布した。 ○県から提供される「パートナーシップ宣誓制度」の情報を、関係課と共有している。 ○男女共同参画ネット主催のLGBTQ+をテーマにした映画上映会の実施支援をした。 ○男女共同参画ネットが上映した映画の出演者へのインタビューを行い、LGBTQ+に関する特集記事を広報紙に掲載した。	B	○町内小・中学校への「性の多様性」に関する書籍の配布を引き続き行い、児童・生徒の理解を深める。 ○「パートナーシップ宣誓制度」に関して、県から提供される情報を関係課と共有する。県内自治体の動向を見ながら、町の取組について検討していく。	②人権課
	○各学校において性教育についての年間指導計画を作成し、養護教諭及び校外からのゲストティーチャーと担任とのTT学習等を通して学習内容の充実を図る。また、保護者参観において授業公開、学校・学級通信、保健だより等により保護者への啓発を図る。	○各学校において性教育についての年間指導計画を作成し、養護教諭及び校外からのゲストティーチャーと学習内容の充実を図った。 ○学校・学級通信、保健だより等により保護者への啓発を図った。	A	○各学校において性教育についての年間指導計画を作成し、養護教諭及び校外からのゲストティーチャーと担任とのTT学習等を通して学習内容の充実を図る。また、保護者参観においての授業公開、学校・学級通信、保健だより等により保護者への啓発を図る。	⑦学校教育課

※TT学習…ティーム・ティーチング学習。

複数教師による協力的指導。児童・生徒一人ひとりに細やかな指導ができる。

令和 4 年度 第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

A：十分達成した  
 B：ある程度達成したが課題が残った  
 C：十分達成できず改善が必要  
 D：未着手または事業計画の見直しが必要  
 -：廃止・実施不可能

基本目標		4. 多くの分野で女性が輝ける社会の実現			
基本方針		事業実施内容			担当部署
施策の方向・具体的施策	【計画】	【実施状況】	評価	課題・次計画での方向性	
<b>(1) 女性が輝ける職場づくり</b>					
均等な雇用及び待遇の確保 ▶職場における男女格差是正に向けた啓発を行います。 ▶職場における育児・介護休業制度の普及・啓発を行います。 ▶ハラスメント防止対策を推進します。 ▶町職員における男女共同参画意識向上に向けた普及・啓発を行います。	○引き続き、性別に関係なく役割分担し、実行できるように啓発する。	○男女共同参画意識向上につながる内容の研修があれば速やかに周知し、参加を呼びかけた。今年度は男女共同参画ネット主催の研修会に職員が参加した。	B	○引き続き、性別に関係なく役割分担し、実行できるように啓発する。	①総務課
	○ハラスメント防止についての職員向け啓発を行う。	○「男女共同参画週間(6月)」「女性に対する暴力をなくす運動」(11月)に特集記事を広報紙に掲載した。 ○「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月)に築上町役場本庁住民プラザで、性暴力や2次被害について知ってもらうための情報発信を行った。パープルリボン・オレンジリボンTシャツを展示し、同リボン運動を行った。	B	○「男女共同参画週間(6月)」「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月)の啓発を継続して行う。 ○各種啓発期間に合わせて、関連する「ハラスメント」について取り上げていく。	②人権課
	○送付されるセミナーの案内や講師派遣案内等の資料を窓口等に掲示・配架し、啓発を図る。	○送付されたセミナーの案内や講師派遣案内等の資料を窓口等に掲示・配架し、啓発を図った。	B	○啓発の効果が出ているかの課題は残るが、前年度同様、セミナーの案内や資料を窓口等への掲示・配架して啓発を継続していく。	⑨産業課
企業等事業所における女性管理職登用の推進 ▶女性管理職登用について啓発を推進します。 ▶積極的改善措置に関する情報提供を推進します。	○町内事業者へ、国や県が実施する女性活躍推進の取組や助成事業等に関する情報提供を行う。	○あすばる主催の講師派遣事業について、町内事業者へ情報提供を行った。	B	○県や国から案内がある事業所向けの情報について、引き続き情報提供を行っていく。	②人権課
	○送付されるセミナーの案内や講師派遣案内等の資料を窓口等に掲示・配架し、啓発を図る。	○送付されたセミナーの案内や講師派遣案内等の資料を窓口等に掲示・配架し、啓発を図った。	B	○啓発の効果が出ているかの課題は残るが、前年度同様、セミナーの案内や資料を窓口等への掲示・配架して啓発を継続していく。	⑨産業課
<b>(2) 女性の能力向上やチャレンジの支援</b>					
女性が希望する働き方を支援する相談体制・能力開発の充実 ▶女性の就業に関する情報提供を行います。 ▶女性の再就職を支援します。 ▶女性の能力向上とキャリアアップに向けた支援、相談の充実を図ります。	○「京築ママライター」に引き続き広報紙で「子育てコラム」を執筆してもらい、支援を行う。	○今年度も、「京築ママライター」に広報紙で「子育てコラム」の執筆をしてもらい、支援を行った。 ○福岡県就職支援センターが行う「就職支援事業」(人権センターが会場となっているもの)について、町HP等で周知を行った。 ○県が実施する女性のキャリアアップセミナーのチラシ配架を行った。	B	○広報紙の「子育てコラム」の執筆を継続して依頼する。 ○女性のキャリアアップに関する情報の周知を行っていく。	②人権課
	○国・県の補助事業等及び起業セミナー等の情報提供を行う。	○創業支援セミナー開催をHP及び広報掲載、広報時の自治会の回覧で周知した。 ○国・県の補助事業等及び起業セミナー等について窓口等で掲示・配架で周知した。	A	○創業支援セミナー開催をHP及び広報掲載、広報時の自治会の回覧等で周知する。 ○国・県の補助事業等及び起業セミナー等について窓口等で掲示・配架で周知する。	⑨産業課
女性の起業支援及び起業促進 ▶起業支援に関する情報提供を行います。 ▶起業を目指す女性の掘り起こしを行います。 ▶女性の起業や企業経営に関して、男性の理解を促します。	○国・県の補助事業等及び起業セミナー等の情報提供を行う。	○創業支援セミナー開催をHP及び広報掲載、広報時の自治会の回覧で周知した。 ○国・県の補助事業等及び起業セミナー等について窓口等で掲示・配架で周知した。	A	○創業支援セミナー開催をHP及び広報掲載、広報時の自治会の回覧等で周知する。 ○国・県の補助事業等及び起業セミナー等について窓口等で掲示・配架で周知する。	⑨産業課

令和 4 年度 第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

A：十分達成した  
 B：ある程度達成したが課題が残った  
 C：十分達成できず改善が必要  
 D：未着手または事業計画の見直しが必要  
 -：廃止・実施不可能

基本目標		4. 多くの分野で女性が輝ける社会の実現			
基本方針		事業実施内容			担当部署
施策の方向・具体的施策		【計画】	【実施状況】	評価	
<b>(3) 男女がともにつくる活力ある地域</b>					
<b>農林水産・商工等の自営業における女性の経営参画の促進</b> ▶自営業等における女性の就労環境の是正について、普及・啓発を行います。 ▶農業経営における女性の地位向上に向けた意識啓発を行います。 ▶家族経営協定の普及・啓発を努めます。	○女性の就労環境の改善の啓発を行う。	○送付されたセミナーの案内や講師派遣案内等の資料を窓口等に掲示・配架し、啓発を図った。	B	○啓発の効果が出ているかの課題は残るが、前年度同様、セミナーの案内や資料を窓口答への掲示・配架して啓発を継続していく。	⑨産業課
	○認定農業者等における家族経営協定の普及・啓発を行う。	○認定農業者等で家族経営を行っているところに、家族経営協定の普及啓発を行っている。	B	○認定農業者としての経営方針もあるが、今後も家族経営協定の普及・啓発を継続して行っていく。	⑨産業課
<b>地域振興における男女共同参画の促進</b> ▶男女共同参画による6次産業体制の確立を推進します。 ▶女性の活躍による特産品の開発やPR活動を促進します。 ▶地域おこしやまちづくりを進めるために、男女共同参画を推進します。 ▶男女共同参画による伝統文化の継承を推進します。	○町内66自治会を対象に「まちづくり推進交付金」32,778千円を当初予算計上。	○まちづくり推進交付金として、町内66自治会に32,743千円を支出し、地域主体のまちづくり活動を支援した。	A	○引き続き、まちづくり推進交付金の交付を行う。 ○32,778千円を令和5年度当初予算に計上した。	⑤まちづくり振興課
	○地域おこし活動において男女共同参画の推進について配慮する。	○自治会長に占める女性割合4.5%。 ○自治会長会を通じて、男女共同参画の講演会等の情報提供を行った。	B	○地域活動やまちづくりなどの政策・方針決定の過程へ女性の参画を拡大する。	⑤まちづくり振興課
	○新型コロナウイルス感染症対策を取りながら民俗芸能上演を目指すための支援を町補助事業により積極的に行う。	○文化財保存団体(国指定文化財7団体、県指定文化財1団体、町指定文化財3団体)へ補助金を交付し支援を行っているが、令和4年度は新型コロナウイルス感染状況により、事業が実施できなかった団体もある。	B	○文化財保存団体(国指定文化財7団体、県指定文化財1団体、町指定文化財3団体)へ補助金を交付し引き続き支援を行う。	⑧生涯学習課
	○女性の活動による農業振興に係るPR活動を支援する。	○元気づくり協議会を通してPR活動を支援している。 ○PRイベントや商談会の案内を発送し、情報提供を行っている。 ○窓口で相談があったときは利用できる事業を紹介している。	B	○今後も継続して、PR活動を支援していく。	⑨産業課
	○男女共同参画による6次産業化体制の構築及びPR活動を支援する。	○女性農林漁業者の企業活動支援事業を紹介し支援を行っている。 ○女性農林漁業者活躍促進事業でPR活動を支援している。	B	○今後も継続して支援を行っていき、今後は潜在的な掘り起こしについても進めていく。	⑨産業課

令和 4 年度 第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

A：十分達成した  
 B：ある程度達成したが課題が残った  
 C：十分達成できず改善が必要  
 D：未着手または事業計画の見直しが必要  
 -：廃止・実施不可能

基本目標		計画の実行に向けて				
基本方針		事業実施内容			担当部署	
施策の方向・具体的施策		【計画】	【実施状況】	評価		課題・次計画での方向性
<b>(1) 計画の推進体制の充実</b>						
<b>計画の進行管理</b> ▶各担当課が実施計画の評価を行い、報告書を作成します。 ▶計画の進捗状況を審議会へ報告を行い、計画の進捗状況の確認、評価を行います。 ▶町の取組の進捗等を分かりやすくまとめ、その結果を公表します。 ▶社会の状況や取組の進捗に合わせて、必要に応じて計画の見直しを行います。		○第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)の各課の実施状況について審議会に意見を求め、業務改善につなげる。また、実施状況をHPで公表する。 ○第3次男女共同参画推進基本計画(計画期間：令和5年度～令和9年度)の策定を行う。	○関係各課に第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)の進捗について、令和4年度の事業計画及び事業評価の照会を行った。 ○令和3年度分の実施状況をHPに公表した。令和4年分については審議会及び町長への報告を行い、令和5年5月頃にHPで公開する。 ○第3次築上町男女共同参画推進基本計画の策定作業を行った。	A	○第3次築上町男女共同参画推進基本計画を町HPで公表する。 ○第3次築上町男女共同参画推進基本計画にあわせ、実施状況報告書の内容を見直しを行う。	②人権課
<b>町民、関係団体、事業者との連携</b> ▶町民一人ひとりが計画の推進に主体的に参画できるよう、積極的に情報を提供し、連携・協働を進めます。 ▶関係団体との情報交換を図り、連携強化に取り組めます。 ▶町内の事業活動に関し、男女共同参画の実現を目指し、積極的に情報を提供し、連携・協働を進めます。		○広報紙・HP・SNS等を通じて、男女共同参画に関する講演会等の周知を行う。 ○男女共同参画に関する啓発を行う。	○「男女共同参画週間(6月)」に広報紙への特集記事の掲載を行った。 ○男女共同参画に関する書籍の紹介を人権課前の本棚で行った。 ○「あすばる男女共同参画フォーラム」の視聴会場を設置し、インターネット環境が整っていない方でも参加できるようにした。	B	○国や県から情報提供があった講演会等については、チラシ配架やポスターの掲示等で周知する。	②人権課
		○第2次築上町男女共同参画推進基本計画の概要等について周知する。	○第2次築上町男女共同参画推進基本計画とその概要版をHPに公開している。 ○令和3年度の各課の事業実施状況をHPに公開した。	B	○第3次築上町男女共同参画推進基本計画策定後に、町内事業者へ計画の概要版を送付する等により周知を行う。 ○町HPで第3次築上町男女共同参画推進基本計画の公表をする。	②人権課
		○男女共同参画ネット等各団体が実施する男女共同参画につながる事業について、情報発信を行い、参加を促進する。	○男女共同参画ネットの各事業実施の際は、広報紙・SNS等で情報発信を行った。 ○あすばるの実施するフォーラム等、広報紙で情報発信を行ったり、視聴会場の設置を行った。	A	○男女共同参画につながるイベント等について、引き続き情報発信を行い、参加者獲得につなげていきたい。	②人権課
<b>(2) 町職員一人ひとりの意識の醸成</b>						
<b>意識変革に向けた職員研修の実施</b> ▶女性職員に対する能力向上のための研修機会を確保します ▶ワーク・ライフ・バランスに関する意識変革を促す研修機会を確保します ▶人事評価において、公平で適切な評価が行われるよう、管理職等を対象とした研修機会を確保します。		○ワーク・ライフ・バランスに関する意識改革を促す研修を行う。 ○人事評価研修の評価者研修等により、評価者の意識改革に取り組む。	○新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、町独自の集合研修は実施していないが、各所属長に所属職員の年休取得率を提示し、年休取得を促し、取得率向上を図ることができた。 ○人事評価研修の評価者研修を実施し、評価スキルの向上と制度理解を深めた。	A	○更なるワーク・ライフ・バランスに関する意識改革のため、労務管理の見直しと研修を実施する。 ○引き続き評価者研修を実施し、評価スキルの向上と制度理解を深める。	①総務課
		○男女共同参画に関する研修会等への参加を促進する。	○県主催「令和4年度『行政職員のための男女共同参画セミナー(全5回)』」について、人権課以外の職員にも参加を呼びかけ、参加してもらった。 ○「あすばる男女共同参画フォーラム」の視聴会場を設置した。 ○男女共同参画ネット主催「これならわかる！男女共同参画のキホン」に、職員研修の一環として、職員に参加してもらった。	A	○人権課に案内のきた研修等で、他課にも関係のあるものについては、視聴会場を設けるなどし、参加できるようにする。	②人権課
<b>特定事業主行動計画に基づく、勤務環境の整備</b> ▶男性職員に対する育児休業取得を促進するとともに、取得しやすい職場環境づくりに努めます。 ▶育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰を支援します。 ▶超過勤務を減らすため、事務処理の簡素合理化を推進します。		○男性職員の育児休業制度を周知し、育児休業の取得を推進する。	○育児・介護休業取得予定者へ制度に関する資料を渡し、情報提供を行った。 ○庁内グループウェアに制度に関するQ&Aを掲載し、適宜見直しを行い、最新の制度の周知に努めている。	B	○引き続き制度の周知と対象職員への呼びかけを行い、育児休業取得率及び取得期間の長期化を目指す。	①総務課
		○職員にしかできない業務とそうでない業務に分類し、職員でなくてもできる業務は業務委託等を進め業務の適正化を進める。	○一部の業務については、業務委託を行い、業務の効率化を図った。	A	○引き続き業務の分類を進め、業務委託等による業務の適正化を行う。	①総務課